

加入者利用規定 (e-Probatio PSA 税理士用電子証明書)

2022年4月版

本利用規定は、NTT ビジネスソリューションズ株式会社 (以下「NTT ビジネスソリューションズ」と呼びます) が運営する電子認証局 (以下「認証局」と呼びます) が、税理士法 (昭和二十六年法律第二百三十七号) の規定に従って日本税理士会連合会 (以下、「日税連」と呼びます) に備える税理士名簿 (以下、「税理士名簿」と呼びます) に登録された税理士 (以下「加入者」と呼びます) に対して、「電子署名及び認証業務に関する法律：平成十二年法律第百二号」 (以下「電子署名法」と呼びます) に基づく「特定認証業務の認定」を取得した e-Probatio PSA 税理士用電子証明書 (以下「本サービス」と呼びます) の発行等について定めるものです。

本サービスによって発行される電子証明書は、当該加入者本人の電子署名を証明します。ただし、電子証明書に記載される氏名 (ローマ字) 以外の情報は、電子署名法の認定制度における認定の対象外であることを承知するものとします。

本サービスに申込み加入者 (以下、「利用申込者」と呼びます) は、本利用規定、e-Probatio 認証局 認証業務規程 (以下「CPS」と呼びます) 及び e-Probatio PSA サービス 証明書ポリシー (以下「CP」と呼びます) の内容を理解し、同意するものとします。

本利用規定、CP、CPS、及びその他の公開する情報につきましては、情報公開 WEB サイト (<https://www.e-probatio.com/psa/>) にて参照できます。

(e-Probatio PSA 税理士用電子証明書)

第1条

1. NTT ビジネスソリューションズは利用申込者に対して本サービスを提供します。NTT ビジネスソリューションズが提供する本サービスの範囲は、利用申込者への鍵ペアの生成、電子証明書の発行 (使途は電子文書への電子署名です)、電子証明書失効時の電子証明書失効リスト (以下「CRL」と呼びます) への反映とします。なお、CRL は 24 時間ごとに更新するものとします。
2. 利用申込者は、本サービスを利用するために必要となる利用申込者のシステム、通信機器、ソフトウェア、通信回線 (インターネット接続業者との接続を含みます)、その他 (以下総称して「利用申込者のシステム」と呼びます) をすべて自己の費用負担と責任において準備するものとします。なお、本サービスの電子証明書を利用するために必要な動作環境は、情報公開 WEB サイトを参照するものとします。
3. 本サービスに関する問合せは、電話、FAX 又は電子メールにより受け付けます。
問合せ窓口 : 日本税理士会連合会
所在地 : 〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 8 階
対応時間 : 9:30~11:30、13:00~16:30 (土日祝祭日、12/28~1/4 を除く)
電話番号 : 03-5435-0940 (直通)
F A X : 03-5435-0941
電子メール : icc@nichizeiren.jp
4. NTT ビジネスソリューションズから利用申込者への通知方法は、情報公開 WEB サイトへの掲載、郵送による書面通知など NTT ビジネスソリューションズが適当と判断した方法により行うものとします。

第2条

1. 利用申込者は、申込みに際し、CP、CPS、本利用規定の内容に同意するものとします。
2. 本サービスの利用申込において、利用申込者が虚偽の利用申込をしてNTT ビジネスソリューションズに不実の証明をさせた場合は、利用申込者が電子署名法第41条により罰せられます。
3. 利用申込者は、利用申込者の氏名（ローマ字）及び税理士登録番号が電子証明書に記載されることを承諾するものとします。なお、氏名（ローマ字）は以下のいずれかが大文字で記載されます。
 - ・利用申込時に署名した電子証明書に記載されている氏名のローマ字表記
 - ・利用申込者の住民票の写しに記載されている氏名のローマ字表記
 - ・利用申込者が日本に居住する外国人の場合、住民票の写しに記載されている氏名又は通称名のローマ字表記
 - ・利用申込者が日税連に旧姓使用承認申請書を提出し、旧姓使用の承認を受けている場合、住民票の写し、戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍全部事項証明書又は戸籍個人事項証明書に記載されている氏名（旧姓）のローマ字表記
4. 利用申込者は、有効な税理士用電子証明書を利用してオンライン申込みをする場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）に定める税理士名簿の写し（日本税理士会連合会から発行された電磁的記録で作成されたもの）を添付しなければなりません。マイナンバーカードを利用してオンライン申込みをする場合は、マイナンバーカードの署名用電子証明書を添付しなければなりません。また、書面による申込みをする場合は、利用申込に係る書類一式を添付しなければなりません。
5. 電子証明書の発行を受けた利用申込者は、ICカードを受領後直ちに電子証明書の記載事項及びICカードが正常に動作するかを確認し、申込みした内容と相違がないこと、ICカードに異常がないことを確認しなければなりません。
6. 利用申込者は、電子証明書の記載事項及びICカードの動作について問題がないことが確認できた場合は、電子証明書受領書を電子媒体又は郵送、手交で提出しなければなりません。なお、郵送又は手交で電子証明書受領書を提出する場合、当該受領書に押印する印鑑は、利用申込書で使用した印鑑と同じ印影、又は利用申込者本人の印鑑登録証明書（発行日より3か月以内）を添付し、当該印鑑登録証明書で照合可能な印鑑を使用しなければなりません。
7. 利用申込者は、電子署名が自署や押印に相当する法的効果が認められ得るものであることを承知し、秘密鍵が危殆化（盗難・漏洩・暗証番号(PIN)紛失等により他人に使用され得る状態。以下、同じとします）しないよう、十分な注意を払い、安全に管理するものとします。
8. 利用申込者の秘密鍵が盗難、紛失、漏洩、他者による不正利用等により電子証明書の信頼性を喪失した可能性がある場合、利用申込者の秘密鍵が危殆化し機密性が失われた場合又はその可能性がある場合、電子証明書の内容に変更が生じた場合、電子証明書の内容・利用目的が正しくない場合、電子証明書の利用を中止する場合は、日税連を経由して、速やかにNTT ビジネスソリューションズに対し電子証明書の失効申込をしなければなりません。
9. 利用申込者は、電子証明書の失効手続きが完了した場合、失効した電子証明書が格納されたICカードを確実に廃棄しなければなりません（ICカードの紛失等の理由から手元に現存しない場合を除く）。
10. 利用申込者は、NTT ビジネスソリューションズの判断により電子証明書が失効される場合があることを承諾するものとします。なお、NTT ビジネスソリューションズの判断については、CP4.4.1(2)(ii) 認証局による失効事由、本利用規定第10条電子証明書の失効を参照してください。
11. 利用申込者が電子証明書を利用する場合における電子署名方式は、ハッシュアルゴリズムとしてSHA-

256、SHA-384 又は SHA-512 を用いた RSA 方式とします。

12. 利用申込者は、CPS 2.1.3 に記載の利用者の義務を遵守し、自己の責任のもとで電子証明書を利用するものとします。
13. 本サービスにおいて発行される電子証明書の用途は、以下の事務を行う場合に限定するものとします。
 - ・ 税理士法第二条に定める事務
 - ・ 自己に係る行政機関への申告、申請、届出等（ただし、電子証明書に記載する氏名が旧姓の場合を除く）
 - ・ 日本税理士会連合会又は税理士会への申請、届出等
14. 利用申込者は本サービスの交付手数料として、日本税理士会連合会が定める金額を所定の方法で支払うものとします。
15. 利用申込者は、必要最低限の電子証明書の発行を申込むこととし、みだりに多くの数を申込んではならないものとします。

（個人情報の保護）

第3条 個人情報の扱いについては、CPS 2.10 の記載にある電子証明書発行に係る業務とします。

ただし、税理士用電子証明書の発行申込、失効申込、開示申込で利用申込者又は代理人から取得した個人情報については、法令等により一定の保管期間が義務付けられていることから、個人情報の訂正、削除に応じることはできません。

なお、電子証明書の発行申込、失効申込、開示申込で提供を受けた利用申込者の個人情報については、税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会と共同利用します。

また、マイナンバー（個人番号）は取り扱いません。マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写しを提出された場合は、NTT ビジネスソリューションズにて墨塗りを実施し審査を進めます。

（電子証明書のオンライン申込み）

第4条

1. 税理士用電子証明書又はマイナンバーカードの取得者は、「税理士用電子証明書 管理ツール」（以下、「管理ツール」と呼びます）を用いて、オンライン申込みが行えます。

①税理士用電子証明書を用いたオンライン申込み

日税連は、利用申込者に対して管理ツールを通じて税理士名簿に登録されている情報を記載した利用申込書及び税理士名簿の写しを提示します。利用申込者は、利用申込書及び税理士名簿の写しの記載事項を確認し、発行枚数を選択のうえ、税理士用電子証明書で利用申込書に電子署名を行い、管理ツールを用いて以下を認証局のサーバへ送信するものとします。

- ・ 利用申込書
- ・ 税理士用電子証明書の電子署名及び電子証明書
- ・ 日税連より管理ツールを通じ送付された税理士名簿の写し

②マイナンバーカードを用いたオンライン申込み

日税連は、利用申込者に対して管理ツールを通じてマイナンバーカードに格納されている情報を記載した利用申込書を提示します。利用申込者は、利用申込書の記載事項を確認し、発行枚数を選択のうえ、マイナンバーカードで利用申込書に電子署名を行い、管理ツールを用いて以下を認証局のサーバへ送信するものとします。

- ・ 利用申込書
- ・ マイナンバーカードの電子署名及び署名用電子証明書

2. 審査及び通知

NTT ビジネスソリューションズは受理した書類を所定の手続きに従い審査します。申込書類の不備等により電子証明書を発行できない場合、利用申込者に通知し、必要書類の再提出等を求めます。利用申込者より提出された申込書類等は、原則、返却しないものとします。

なお、NTT ビジネスソリューションズが本サービスの利用申込みを拒否する場合、NTT ビジネスソリューションズは利用申込者に対し、発行不可理由と共に速やかに通知するものとします。

3. 電子証明書取得

NTT ビジネスソリューションズは利用申込者本人の真偽の確認をはじめとする審査結果に問題がない場合、利用申込者情報を登録し、鍵ペア及び電子証明書の生成を行います。その後、利用者秘密鍵の生成を行った全ての設備等から利用者秘密鍵及びその生成のために使用した情報を直ちに破棄します。

NTT ビジネスソリューションズは IC カードに鍵ペア及び電子証明書を格納の上、本人限定受取郵便の「基本型」にて税理士名簿に登録されている利用申込者の税理士事務所所在地宛に郵送します。ただし、通称名の登録がある者については通称名のみを記載し郵送します。なお、本人限定受取郵便の「基本型」の受取りにつき、代理人の指定は受け付けられないものとします。

また、利用申込者本人に対して郵送した本人限定受取郵便が、利用申込者に届かずに郵便局での保管期間を経過した場合、IC カードは日税連に返送されます。利用申込者が受取ることができなかった明確な理由がある場合は、IC カードを利用申込者に対して本人限定受取郵便の「基本型」にて再送します。なお IC カードの再送は、1 申込みにつき 2 回までとします。

4. 電子証明書受領

利用申込者は、NTT ビジネスソリューションズが発行した電子証明書を受領後は、速やかに IC カードの動作確認及び電子証明書の内容確認を行い、IC カードの動作に不具合があった場合又は内容に誤りがあった場合は、速やかに電子証明書の修正を求めるものとします。また、利用申込者は IC カードの動作に問題がなく、かつ、電子証明書の内容に間違いが無ければ、受領書を受領した電子証明書で電子署名を付し認証局のサーバへ送信、又は郵送もしくは手交(封入封緘したもの)により日税連を経由して NTT ビジネスソリューションズへ提出するものとします。

NTT ビジネスソリューションズは本人限定受取郵便の発送日から 30 日を経過しても受領報告を利用申込者より得られない場合は、該当する電子証明書の失効を行います。

(電子証明書の書面による申込み)

第5条

1. 日税連は利用申込者に対し、税理士名簿に登録されている内容を基に予め必要な情報を印刷した利用申込書と利用申込に係る書類一式を郵送します。利用申込者は、利用申込書の記載事項を確認し、記入年月日の記入、署名、捺印(印鑑登録されている印鑑)、発行枚数を選択の上、以下の提出書類を信書にて郵送、又は手交により日税連を経由して NTT ビジネスソリューションズへ提出するものとします。

なお、利用申込書の記載事項に訂正が必要な場合は、利用申込者本人の印鑑登録証明書で照合可能な印鑑にて訂正箇所(捺印)に訂正印を捺印してください(本人が訂正したことを明確にしななければならないため、捨印を使った訂正は受け付けられません)。

<提出書類>

- ・利用申込書
- ・印鑑登録証明書
- ・住民票の写し、住民票記載事項証明書、又は広域交付住民票 注1)
- ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本） 注2)

※公的書類はいずれも、発行日から3ヶ月以内のものを有効とします。

注1) 外国人の場合は在留期間が満了していないもの。

注2) 税理士名簿で旧姓の使用を承認されている場合で、住民票の写しの旧氏欄に記載がないときのみ必要とする。

<送付先>

本利用規定 第1条3項に記載

2. 審査及び通知
前条第2項と同様とします。
3. 電子証明書取得
前条第3項と同様とします。
4. 電子証明書受領
前条第4項と同様とします。

(サービス提供の停止)

第6条 NTT ビジネスソリューションズは、天変地異、地震、噴火、火災、津波、水災、落雷、動乱、テロリズム、その他の不可抗力による状況の発生等、NTT ビジネスソリューションズの責に帰すことのできない事由により本サービスの提供を不可能にするに至った場合は、NTT ビジネスソリューションズはその状況の止むまでの間本サービスの全部又は一部の提供を停止します。この場合、NTT ビジネスソリューションズは本サービスの提供についての義務を免れるものとします。

(システム保守)

第7条 NTT ビジネスソリューションズは、システム保守、システム障害のためにサービス提供を一時的に停止することがあります。この場合、NTT ビジネスソリューションズは本サービスの提供についての義務を免れるものとします。

(変更届出)

第8条 電子証明書に記載されている情報に変更が生じた場合、利用申込者は、本利用規定第9条に基づき速やかに電子証明書の失効申込を行うものとします。

(電子証明書失効申込)

第9条

1. 次の事由が発生した場合、利用申込者はNTT ビジネスソリューションズに対し、速やかに電子証明書の失効申込を行わなければなりません。失効申込の方法は、失効申込書を信書にて郵送、又は手交により日税連を経由してNTT ビジネスソリューションズへ提出するものとします。ただし、緊急の場合はFAX又はメールによる申込みも可能とします（NTT ビジネスソリューションズは、CP 4.4.3 記載の本人確認を行います）が、申込み後、利用申込者は必ず失効申込書の原本を郵送、又は手交により日税連を経由しNTT ビジネスソリューションズへ提出しなければなりません。なお、失効後に再び電

子証明書の発行を希望する場合、利用申込者は、新たに電子証明書の申込みを行う必要があります。

- ① 電子証明書の記載情報に変更があった場合
 - ② 利用申込者の秘密鍵が危殆化した、又はそのおそれがある場合
 - ③ 電子証明書の記載情報又は利用目的が正しくない場合
 - ④ 電子証明書の利用を中止する場合（受領書提出後に IC カードの破損や読取不良等により電子証明書が使用できなくなった場合を含む）
 - ⑤ その他、利用者が利用者証明書の失効の必要性を判断した場合
2. NTT ビジネスソリューションズは、利用申込者による電子証明書失効申込の遅延、失効申込を怠ったことに起因して発生した一切の損害、及び利用申込者が失効申込した電子証明書を CRL に反映される前に使用したことに起因して発生した一切の損害について責任を負わないものとします。
3. NTT ビジネスソリューションズは、利用者証明書を失効させた時は、速やかにその旨を利用申込者に郵送にて通知します。

（電子証明書の失効）

第 10 条

1. NTT ビジネスソリューションズは、以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、電子証明書の失効ができるものとし、失効した電子証明書を所有している利用申込者への本サービスを終了します。
- ① 電子証明書の記載情報に変更があった事実を確認した場合
 - ② CA（認証機関）又は利用申込者の秘密鍵が危殆化した、もしくはそのおそれがある場合
 - ③ 受領期限（IC カード発送日から 30 日）を経過しても利用申込者から受領報告が得られない場合
 - ④ IC カードの初期不良等により電子証明書が正しく受領できない場合
 - ⑤ 利用申込者が、CP、CPS、その他の契約、規則、法律に基づく義務を履行していない場合
 - ⑥ 利用申込者側が暴力団等反社会的勢力であることが判明した場合、又は暴力、脅迫 その他の犯罪を手段とする要求や法的な責任を超えた不当な要求を行った場合
 - ⑦ 電子証明書の記載情報に誤りがあった場合
 - ⑧ NTT ビジネスソリューションズが本サービスを終了する場合
 - ⑨ その他、NTT ビジネスソリューションズが失効を必要と判断した場合（利用申込者に IC カードを送付した後、配達不能で差し戻された場合等）
 - ⑩ 日税連から、税理士法第 26 条第 1 項の規定により税理士登録が抹消された連絡を受けた場合
 - ⑪ 日税連から、税理士法第 43 条又は第 44 条第 2 号の規定により税理士業務が停止、もしくは第 44 条第 3 号の規定により税理士業務が禁止となった連絡を受けた場合
 - ⑫ 本利用規定第 2 条 14 項に定める交付手数料の一部又は全部の支払いが無い場合
2. NTT ビジネスソリューションズは、利用者証明書を失効させた時は、速やかにその旨を利用申込者に郵送にて通知します。

（電子証明書の有効期間）

第 11 条

1. 電子証明書の有効期間の開始日は、NTT ビジネスソリューションズが利用申込者から提出された当該電子証明書の発行申込を承諾したうえで、電子証明書を発送した日を指します。電子証明書の取得日は、電子証明書を本人限定受取郵便で受領した日を指します。有効期間の満了日は、全て 2026 年 3

月 31 日となります。

2. NTT ビジネスソリューションズは、電子署名法に基づき利用申込者より受理している申込書類を電子証明書有効期間満了後 10 年間保存します。したがって、NTT ビジネスソリューションズが受理している申込書類については、一切返却しないものとします。10 年間保存後は、NTT ビジネスソリューションズにて破棄するものとします。

(サービスの廃止)

第 12 条

1. NTT ビジネスソリューションズは、本サービスを廃止する場合は、利用申込者に対して 60 日前までに通知します。ただし、認証局の鍵が危殆化する等、緊急を要する場合には、利用申込者への通知が事後になることがあります。
2. NTT ビジネスソリューションズが本サービスを廃止する場合は、利用者証明書は事前に通知した日から認証局の業務の廃止日までの間に全て失効されるものとします。

(免責)

第 13 条

1. NTT ビジネスソリューションズは、本サービスに関連して発生するいかなる間接損害、特別損害（係る損害発生の可能性につき NTT ビジネスソリューションズが現実に見出し、又は予見し得た場合を含みます）、付随的損害又は派生的損害に対する責任を負わず、また、いかなる逸失利益、データの紛失又はその他の間接的もしくは派生的損害に対する責任を負いません。ただし、NTT ビジネスソリューションズに故意又は重大な過失がある場合は法律上認められる範囲の責任を負うものとします。
2. 次の場合、NTT ビジネスソリューションズは責任を負わないものとします。ただし、NTT ビジネスソリューションズに故意又は重大な過失がある場合は法律上認められる範囲の責任を負うものとします。
 - ・ 本サービスにおいて、NTT ビジネスソリューションズに起因しない、利用申込者及び利用者の不法行為、不正使用並びに過失等により発生する一切の損害
 - ・ 利用申込者及び利用者が自己の義務の履行を怠ったために生じた損害
 - ・ 利用申込者のシステム及び利用者のシステムに起因して発生した一切の損害
 - ・ 利用申込者が契約に基づく契約料金を支払っていない間に生じた損害
 - ・ 利用申込者あるいは利用者のソフトウェアの瑕疵、不具合あるいはその他の動作自体によって生じた損害
 - ・ 電子証明書及び CRL に公開された情報に起因する損害で、NTT ビジネスソリューションズの責に帰することのできない事由によるもの
 - ・ NTT ビジネスソリューションズの責に帰することのできない事由で通信事業者、ISP 事業者、その他の者により正常な通信が行われない状態で生じた一切の損害
 - ・ 現時点の予想を超えた、ハードウェア的あるいはソフトウェア的な暗号アルゴリズム解読技術の向上に起因する損害
 - ・ 関係法令の制定・改正、又は裁判所もしくは行政庁の処分があった場合
 - ・ 天変地異、地震、噴火、火災、津波、水災、落雷、戦争、動乱、テロリズムその他の不可抗力に起因する、CA 業務停止を含む一切の損害

(損害賠償及びその制限)

第 14 条 NTT ビジネスソリューションズの業務の遂行又は業務の結果に起因して、利用申込者に損害が生じた場合、NTT ビジネスソリューションズが賠償する損害の範囲は予見可能な相当因果関係のある通常損害のみとします。

(権利・義務の譲渡禁止)

第 15 条 利用申込者は、本サービスの提供を受ける権利又は地位を第三者に譲渡できません。

(知的財産権)

第 16 条 NTT ビジネスソリューションズが利用申込者に対して提供するすべての著作物（本利用規定、CP／CPS 等、マニュアルを含みます）に関する一切の著作権（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第 27 条及び第 28 条の権利を含みます）及び著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条の権利をいいます）並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的財産権は、すべて NTT ビジネスソリューションズ又は正当な権利を有する第三者に帰属し、利用申込者には帰属しないものとします。

(本利用規定等の変更権限)

第 17 条

1. NTT ビジネスソリューションズは、利用申込者の承諾を得なくても、合理的な理由がある場合には、日税連の承諾を得たうえで本利用規定等を改訂できるものとし、利用申込者はあらかじめこれを承諾するものとします。
2. 前項の改訂は、NTT ビジネスソリューションズが所定の方法により情報公開 WEB サイトにおいて公表又は利用申込者に通知した時をもって、利用申込者に適用されるものとします。利用申込者は、利用者証明書の発行を受けた後に変更が行われた場合であっても、係る公表又は通知後は変更後の本利用規定等が適用されることに同意するものとします。

(本利用規定と CP 及び CPS との優先順位)

第 18 条 本利用規定と CP の内容が抵触する場合は、CP が優先して適用されるものとします。また、本利用規定と CPS の内容が抵触する場合は、CPS が優先して適用されるものとします。

(日税連への委託)

第 19 条 NTT ビジネスソリューションズは、本サービスの電子証明書発行に係る登録局業務の一部を NTT ビジネスソリューションズの責任で日税連に委託することができるものとします。この場合、NTT ビジネスソリューションズは日税連に対し、本利用規定に基づき NTT ビジネスソリューションズが利用申込者に対して負う義務と同等の義務を遵守させるものとし、日税連の本サービスの実施に関し利用申込者に対し責任を負うものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 20 条 認証局、利用申込者及び利用申込者の所在地にかかわらず、本利用規定、CP 及び CPS の解釈、有効性及び本サービスにかかわる紛争については、日本国の法律が適用されるものとし、仲裁及び裁判地は東京地方裁判所又は東京簡易裁判所とします。